

徒然なるままに

明治大学法科大学院教授

熊谷 健一

■ はじめに

今回、編集委員の方から「活躍する特許庁OB」という特集の原稿依頼を戴きました。「活躍する」には該当していないかと思いますが、徒然なるままに思うところを記させて戴きたいと思います。現在の勤務先に異動してからまだ2年余りで、まだ右も左もあまりよくわからない状態ですので、今までの「遍歴」中心にさせて戴くことにします。昔のことを語るようになっては、人間もお終いかもかもしれませんが……。

■ 特許庁時代 (1980.4～1994.3)

私が入庁した頃の特許庁は、今から思えば「古き良き時代」だったかと思います。国際特許出願の受付を開始する等、国際化への途を進みつつありましたが、審査への影響はあまりなく、「平穏な」日々が続いていたように思います。

審査官補当時は、「よく学び？ よく遊び！」を不言実行していたと思います。読書をよくなさる指導審査官に触発されたこともあり、仕事には直接関係ない多くの本を読んだり、「純米酒」や「吟醸酒」を嗜まれる先輩に誘われ、喜んで付いて行ったり、気の合う同期と「夜遊び？」に励んだり等々、「昼も夜も」充実した日々の4年間を送ったと思います。先輩の審査官・審判官も「専門家」としての誇りを持っておられた方が多く、アフター5でも口角、泡を飛ばしながら、真摯な議論をすることが少なくなかったように思います。最近の特許庁を外から拝見していると、いい意味での「ゆとり」がなくなっており、審査官同士で議論を行うことも少なくなっているように思えることが少し残念です。審査官の力が「組織」の力として結実するように、審査官同士の議論等を通じ、ひとりひとりが「専門性」をより高めていくことも必要ではないかと思います。

昭和59(1984)年に審査官に昇任しましたが、すでに、特許等の知的財産の保護が国際問題となり、特許庁にもいろいろと影響が出始めていました。審査官1年目の秋に、本省

の機械産業情報局に併任し、半導体チップ法の制定のお手伝いをさせて戴く機会を得ました。「産業のコメ」である半導体の当時の世界シェアは、日米でほぼ拮抗しており、分野別協議でも議題になる等、貿易摩擦の一因になっていましたが、前年、成立した米国の半導体チップ法が「相互主義」を採用していたこともあり、我が国においても立法が急がれていました。当時検討されていた「プログラム権法」(文化庁との対立により未成立)の精神を受け継ぐ半導体チップ法が制定されましたが、産業財産法と著作権法の双方の性格を有する新規立法の制定という貴重な経験をし、審査実務とは別の観点から産業財産法を鳥瞰するとともに、著作権法についても概観することができたことは、とてもいい経験になりました。審査官が審査実務に精通していなければならないことは言うまでもないことですが、審査実務に通じているだけではなく、産業財産法全体や他の知的財産法からの鳥瞰をすることも大切ではないでしょうか？

その後、制度の国際調和を図る観点から制度改正が頻繁に行われたこともあり、昭和62(1987)年の特許法改正、平成2(1990)年の不正競争防止法改正、平成5(1993)年の特許法・実用新案法改正と制度改正の度に「召集令状」(以前執筆した書籍で中山信弘先生から戴いたお言葉)を受けましたが、「体力勝負」に強かったことを買われただけではないかと思っています。制度改正を通じ、産業財産法全体からのさらなる鳥瞰、不正競争防止法の制度改正を経験できたことは、いい経験になったと思います。

また、1年弱ではありましたが、英語の能力がほとんどないにもかかわらず、国際課に併任し、日米欧三極特許庁会合の事務局の仕事をする経験もさせて戴きました。インターネットもない頃でしたので、日米間の時差は、「ソファ」で「解消」せざるを得なかったこともいい思い出です。

■ 九州大学 (1994.4～2007.3)

平成5(1993)年の制度改正が一段落し、審査部で審査に励んだり、ある先輩とふたりで「ロートル」研修生として審判官コース研修を受けたりという「平穏な」日々を送っていた秋のとある日、「クマちゃん、お茶でも飲みに行かないか」というお誘いを受けたのが、「青天の霹靂」のはじまりでした。大学に赴任することなど想像したこともなく、それも「法学部」とは、ジョーク以外の何物でもないのではないかと思います。それが現実のこととなり、大学に長期間在籍することになるとは、夢にも思いませんでした。

当時の大学は、今から思えば、これまた「古き良き時代」でして、「タコ部屋」生活が長かった身にとってみれば、講義は、週3コマのみであり、赴任当初は、学内行政の負担もほとんどなく、自分で自由に使うことのできる時間に恵まれ

ていたことは、何物にも代えられないものでした。

九州には、縁もゆかりもありませんでしたが、福岡は、とても住みやすいところであり、赴任した九州大学法学部も特許庁同様、アットホームな雰囲気、見ず知らずの「クマ」を温かく迎えて戴いたことに加え、「酒豪」、「飛行少年」等々の諸先輩や同僚にも恵まれ、いい意味での「九州らしさ」を持っていた学生達と「共に学び、共に遊ぶ」こともでき、充実した日々を送ることもできました。

当たり前のことかもしれませんが、自分で理解しているだけでは、人に教えること（理解させること）はできないことも実感しました。特に、九州大学法学部は、日本の法律を英語で学ぶ（講義・論文はすべて英語）修士課程・博士後期課程を設けているため、「ヘレン・ケラー」であった私も「英語らしき言語？」で知的財産法を教え、修士論文や博士論文の指導や審査も英語で行うという、悪夢以外の何物でもない経験もしました。お世辞かもしれませんが、「あなたの講義には内容があるし、学生に考えさせるとてもいい講義である」という褒め言葉を学生からもらったことが、今となっては、とてもいい思い出になっています。私の英語がわかりにくいために、私が何を言いたいのか、学生が考えざるを得なかっただけなのかもしれませんが。

社会の変化に伴い、大学を取り巻く環境も激変し、社会貢献の一環としての産学連携の推進、法学部以外での知的財産に関する講義を行う部署の増加等により、知的財産を専門とする研究者の「自由な時間」は、いつの間にか講義の持ちコマ数の増加や学内行政への参画にとって代わるようになり、いい意味での「余裕」がなくなったことは非常に残念でした。学生時代に、公私にわたりお世話になった指導教官が「Denkenの時間が欲しい」と、勤務校を退職され、外国に研究に行かれたことがありましたが、今になってようやくその意味が少し解ったような気もします。失礼な言い方かもしれませんが、このことは、今の特許庁にもそのまま当てはまるのではないのでしょうか？知的財産立国の名の下に、特許庁に対する社会から注目が増大していますが、それであればこそ、十分な「思考」が求められるのではないのでしょうか。

■ 明治大学法科大学院（2007.4～）

九州での生活に特段の不満があったわけではありませんが、強いお誘いを戴いたこともあり、いろいろな方々にご迷惑をお掛けしつつも、明治大学に異動しました。昨年4月からは法科大学院の執行部の一員となり、学内行政にも参画することとなったため、まわりが少しは見えはじめたかなというところ。以前であれば、国立大学から私立大学に異動すると、講義コマ数が少なくとも？倍増するなどと言われましたが、現在は、国立大学でも講義コマ数が増加しているこ

ともあり、私立大学に異動してもギャップは少なくなっているようですが、私の場合は、講義コマ数が減少するという逆転現象さえ生じています。法科大学院が開設され、5年が経過し、設立当初の制度設計との乖離も生じていますが、真の意味での法曹専門家をひとりでも多く養成すべく、微力ながらお手伝いをさせて戴きたいと思っています。

法科大学院がある明治大学の駿河台キャンパスは、JR御茶ノ水駅から程近いところにあり、地下鉄も含め、5つの路線を使うことができるため、研究会等を行うには、絶好のロケーションです。昨年からは若手の有志の審査官・職員の方と勉強会（&懇親会）を行い、私自身も啓発を受けていますが、これからもそのような場を積極的に設けていきたいと思っています。

■ おわりに

気が付けば、大学での在籍期間が特許庁の在籍期間を超えてしまいました。今思うことは、いろいろな方にご迷惑をお掛けし、お世話になったこと、まだまだやり残していることがあることです。特許庁のOBのひとりとして、これからも微力ながら少しでも精進していきたいと思えます。

九州にいた頃から、研修の講師、審議会委員、弁理士試験委員等で、特許庁にお邪魔しており、東京に戻ってからは、お邪魔する頻度も多くなりましたが、若手の審査官の方を拝見していると、「覇気」のない方が少なからずおられるように思えます。研修でお会いしていることが多いので、緊張されているだけかもしれませんが、私の杞憂であればいいのですが、研修の試験の答案を拝見する限り、「このままでは……」と思わざるを得ないものが散見されることも事実です。審査官としてこれからの特許庁を背負って行かれる方々が真の意味での「専門家」を目指し、一層の研鑽を積まれることを心から願っておりますし、そのことが専門官庁としての特許庁のポテンシャルを一層高めることに繋がるものと確信しています。

私で少しでもお役に立つことがあれば、喜んでお手伝いをさせて戴きたいと思っています。皆さんと特許庁の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

Profile

昭和55（1980）年入庁、通商産業省機械情報産業局、総務部工業所有権制度改正審議室、同国際課多角的交渉対策室、通商産業省産業政策局知的財産政策室等を経て、平成6（1994）年九州大学助教授、同教授を経て、現職